

熊本市難病対策地域協議会設置要綱

制定 平成30年12月27日 市長決裁

改正 令和2年7月1日 医療政策課長決裁

(目的)

第1条 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第32条の規定に基づき設置する熊本市難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成し、選定をする。

- (1) 学識経験者
- (2) 患者・家族（難病患者団体関係者を含む。）
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 介護・福祉事業関係者
- (5) 熊本県難病・相談支援センターその他難病に関する行政機関
- (6) ハローワークその他就労支援機関

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員のうちから委員の互選により選出し、協議会の進行を行う。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(委員への謝礼金の支払)

第5条 協議会の委員には、出席1回当たり10,000円の謝礼金を支払う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 承諾書において謝礼金を受け取らない旨の意思表示がされている場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、国、県等の職員であって所属部署の業務として協議会に参加するものから、謝礼金を受け取らない旨の意思表示があったとき。

(会議録)

第6条 会議録には、次の事項を明記する。

- (1) 会議名称
- (2) 会議概要
- (3) 議題及びその内容
- (4) 意見内容

2 会議録は、次回協議会において承認を得るものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉局保健衛生部医療政策課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。